

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金 事前確認依頼書

以下について、必要事項のご記入及び確認・了承したものに☑を付した上で、FAX・E-mail 等にてお送りください。受信確認後、当所で内容を確認し、ご連絡いたします。

事業形態	☐ 中小法人（法人番号（13桁））		
	☐ 個人事業者等（代表者生年月日（西暦） 年 月 日）		
事業所名			
代表者名		担当者名	
メールアドレス			
申請ID	C	ID取得時に登録した電話番号	

※ご記入いただいた情報は、本支援金の事前確認手続き及び当所の会員管理に使用いたします。

- ☐ 当事業所は、十和田商工会議所の会員である。
- ☐ 十和田商工会議所での「事前確認」は、申請希望者が給付対象であるかの判断を行うものではないこと及び支給を確約するものではないことを認識している。
- ☐ 給付対象となり得るかについて月次支援金相談窓口を確認した。
- ☐ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少している。減少の理由は以下ではない。
 - ・確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していない場合
 - ・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
 - ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
 - ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、法人成り又は事業承継の直後等、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合 等
- ☐ 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」ではない。
- ☐ 今後、事業を継続する意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行う（廃業又は破産等を予定していない）。
- ☐ 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務があること及び中小企業庁又は月次支援金事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している。
- ☐ 一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識している。
- ☐ 月次支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している。
- ☐ 経済産業省ホームページに掲載されている「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」を全て読み、内容を認識している。
- ☐ 上記の内容及び「宣誓・同意書」を代表者又は個人事業者等本人が確認し、以下に自署した。

記入日 令和3年 月 日 代表者又は個人事業主等署名(自署)

~~~~~

十和田商工会議所使用欄

|      |  |     |  |         |  |      |  |
|------|--|-----|--|---------|--|------|--|
| 会員番号 |  | 受信日 |  | 確認番号発行日 |  | 担当者印 |  |
|------|--|-----|--|---------|--|------|--|